

2 か年以上にわたる工事請負契約の前払金の取り扱いについて

お 知 ら せ

平素は三重県の建設行政に多大なるご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

本案件の前払金（及び中間前払金）については、契約締結年度の予算の範囲内で支払いができる場合に限り、契約締結年度に翌年度の前払金（及び中間前払金）相当分を含めて前払金（及び中間前払金）の支払いを請求することができますのでお知らせします。